

「議会だより」題字書道コンクール



★ 作品募集 ★

長瀬町議会では、議会の活動状況に関する情報を広く提供することにより、議会への関心と理解を深めることを目的として、年4回（5月・8月・11月・2月）「議会だより」を発行しています。

今回、町名変更50周年記念事業の一環として、町民の方を対象とした題字書道コンクールを実施します。

最優秀作品は、令和4年11月1日発行の「議会だより」No. 23 から題字に採用させていただきます。

奮ってご応募ください！



<< 募集要項 >>

【応募資格】 町内にお住まいの方（年齢は問いません）

【課題】 議会だより（横書き）

例

議会だより

【作品基準】

- 用紙は、条幅とし、画仙紙半切（タテ約136cm×ヨコ約35cm）を横に使用する。
※紙のサイズは、上記より長短3cm程度まで可とします。
※表装、裏打ち、押印等はしないでください。
- 書体及び字体の指定ありません。

【応募方法】

- 1人または1チーム（2～5人）につき、1点の応募とします。
- 作品の裏面に、必ず鉛筆で氏名（フルネーム）、チームの場合は代表者の氏名（フルネーム）を記入してください。
（ボールペン等インクを使用するものは不可）
- 裏面の「応募用紙」に必要事項を記入の上、作品に添えてください。

【応募先】 長瀬町役場4階 議会事務局

【応募締切】 令和4年10月11日（火）午後5時

【表彰】

- 最優秀賞 1点、優秀賞 2点とし、いずれも賞状と記念品を授与します。
- 入賞者の発表は、文書にて直接本人に通知するほか、町ホームページ等で発表します。
- 表彰式を令和4年12月中旬に行う予定です。

【審査員】

議会だより編集委員会委員（長瀬町議会議員）

【審査基準】

- 誰もが“議会だより”と読めること。
- 「議会だより」の題字としてふさわしいこと。

【その他】

- 応募作品は、返却いたしません。
- 応募作品は、長瀬町役場4階で展示する予定です。
- 応募作品の著作権及び作品の二次使用等に関する一切の権限（著作者人格権を侵害しない程度の加工を含む）は、応募時点から期間の制限なく長瀬町に帰属するものとします。
- 応募者氏名、住所等の応募用紙記載事項については、応募者名簿を作成する等のコンクール業務に必要な範囲でのみ利用します。ただし、入賞者については、表彰及び入賞発表に関する業務にも利用するものとします。

【問合せ】 議会事務局 ☎66-3111(内線402・403)

----- キリトリ線 -----



「議会だより」題字書道コンクール 応募用紙

(ふりがな) 応募者氏名			
	※チームで応募する場合は、チーム全員の氏名を記入してください。		
応募者住所	長瀬町大字		
	※チームで応募する場合は、チームの代表者の住所を記入してください。		
事務局 使用欄			
受付印		受付番号	

応募作品は、応募者本人が書いた作品に相違ないことを誓います。